

## 第一薬科大学大学院

### 学位授与認定に関する内規

#### (総則)

第1条 第一薬科大学（以下「本学」という。）大学院薬学研究科における博士の学位の認定に関する取扱いについては、本学大学院学則および学位授与規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

#### (学位論文審査申請資格)

第2条 博士の学位論文の審査申請資格は、本学大学院学則第11条に定める修了要件を満たす見込みの者とする。

#### (学位論文審査の申請時期)

第3条 博士論文審査の申請時期は、申請年度の12月とする。

#### (学位論文申請書類)

第4条 博士課程の学位授与申請書類の提出部数は次のとおりとする。

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| (1) 学位論文申請書                 | 1部     |
| (2) (仮)学位論文                 | 3部     |
| (3) 論文内容の要旨(4,000字、A4 4枚基準) | 1部     |
| (4) 学位審査論文目録                | 1部     |
| (5) 学位論文の基礎となる原著論文          | 各1部    |
| (6) 学位論文等に関連した学会発表のリスト      | 1部     |
| (7) 同意書                     | 共著者各1部 |
| (8) 履歴書                     | 1部     |
| (9) 論文審査料                   | 5万円    |

2 学位論文の基礎となる原著論文は、査読のある学術雑誌に公表されたもの、または掲載許可の証明がある原稿とする。これらの報文は1報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。

- (1) 1報以上は、原則として英文の原著論文であり、かつ第1著者であること。
- (2) 原著論文は申請日までに掲載または受理されたものとする。規定日は、別途定める（規定日：3月末修了見込みの学生の場合、12月第4金曜日午後5時）とする。また9月末修了見込みの学生は、7月第4金曜日午後5時とする。）
- (3) 研究指導教員および研究補助教員のうち少なくとも1名が共著者であること。

3 受理した学位論文及び既納の論文審査料は返還しない。

(審査委員の選任)

第5条 学位論文は、研究科委員会に設置された論文審査委員会で行い、委員については研究科委員会の意見を聴いて学長が任命する。

2 論文審査委員会は、その論文の内容に関連した研究領域または授業科目を担当した教員から主査を1名、副査2名以上で構成する。

3 前項の規定にかかわらず、論文審査委員(副査)には、学外のその論文に関連した有識者を含めることができる。

(論文発表会)

第6条 学位論文の審査の一環として、論文発表会を公開で開催するものとする。

2 学位論文申請者は論文発表会で、論文の発表を行うものとする。

3 論文審査委員会は、論文発表会の日程等を定め、申請者に通知するとともに、開催日について事前に公表するものとする。

(学位論文審査)

第7条 論文審査委員会は、学位論文の審査、最終試験を実施する。

2 審査委員長は、学位論文審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 最終試験は、論文の内容を中心に、関連する科目について口頭試問により行う。

4 論文審査委員会は、学位授与の可否に関する意見をまとめ、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に提出するものとする。

(審査期間)

第8条 論文審査委員会は、学位論文が提出された学年末までに、審査及び最終試験等を終了することを原則とする。

(審査結果の審議等)

第9条 研究科委員会は、論文審査委員会の報告に基づき、課程修了の可否、学位論文および最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会の1/2以上の出席を必要とし、出席者の1/2以上の賛成を必要とする。

- 3 研究科長は、研究科委員会の議決に基づき学位論文の審査結果を学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第10条 学長は前条3項の報告を受け、学位の授与を認定する。

- 2 学位記は、学長の認定を受けた者に授与する。学位を授与できない者についてはその旨を通知するものとする。

(博士論文の保存等)

第11条 博士の学位を授与した学位論文は、国立国会図書館に当該論文の電子データの送信、又は製本された論文を送付するものとする。

- 2 博士の学位を授与した学位論文は、本学図書館において当該審査結果の要旨および論文内容の要旨とともに、電子データまたは製本された論文1通を保存するものとする。

- 3 学位論文は、本学図書館レポジトリとし公開し、博士論文公表確認書の提出をもって行う。

(雑則)

第12条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、研究科長が定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

# 学位論文審査申請書（博士）

年 月 日

第一薬科大学 学長 殿

第一薬科大学大学院薬学研究科

専攻 課程

学籍番号  
氏 名 ⑩

このたび第一薬科大学学位授与規程第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて学位論文を提出いたしますので、博士の学位について審査して頂きたく、お願い申し上げます。

## 記

- |   |         |     |
|---|---------|-----|
| 1 | 学位論文    | 3部  |
| 2 | 学位論文の要旨 | 1部  |
| 3 | 論文目録    | 1部  |
| 4 | 参考論文    | 各1部 |
| 5 | 履歴書     | 1部  |

学 位 論 文 の 要 旨

	専攻	課程	氏 名
題 目			
要 旨			

## 学 位 審 査 論 文 目 録

氏 名		年 月 日現在
<p>I 学位論文</p> <p>題 目：</p> <p>著 者 名：</p> <p>II 参考論文（学位論文の基礎となる報文等）</p> <p>題 目：</p> <p>著 者 名：</p> <p>公表誌名：</p>		

同 意 書

年 月 日

第一薬科大学大学院薬学研究科  
研 究 科 長 殿

所属・職名  
共著者氏名

④

論文題目

「

」

上記の論文を\_\_\_\_\_が博士（薬学）の学位申請論文として提出することに意義はありません。

（論文は1回限りの学位申請論文とし、共著者が再度使用することはできない。）

履 歴 書				
ふりがな 氏名		性別	男 女	写真 縦 36～40 横 24～30 胸から上
生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)			
現 住 所	〒			
連 絡 先	自宅番号：		携帯番号：	
学 歴				
年 月	事 項			
職 歴				
年 月	事 項			
学会および社会における活動等				
現在所属している学会				
年 月	事 項			



--	--

賞 罰

年 月	事 項

現在の職務の状況

勤務先	職 名	所属部局の名称	勤務状況

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

Ⓔ

# 博士論文 公表確認書

年 月 日

第一薬科大学大学院  
研 究 科 長 殿

著者（自著）

⑩

私が執筆した博士論文をインターネット公表することについて、下記のとおり確認いたします。

【公表方法】※該当するものにチェックを入れてください。

公表区分：全文公表 要約公表（1年以内に全文公表が難しい場合のみ）

公表開始日：即日公表可能 令和 年 月 日より可能

未定 もしくは公表に1年以上要する

## 【公表内容】

フリガナ		
著者氏名		
題目（副題を含む）		
学位授与年月（予定）	年 月 取得学位	
主査氏名		
連絡先	住所	
	電話	
	E-mail	

## 【要約の公表について】

以下の「やむを得ない事由」により、博士論文のインターネット公表ができません。代わりに、要約を公表いたします。なお、「やむを得ない事由」がなくなった場合には、論文（本文）をインターネットで公表いたします。

（1）該当する事由にチェックを入れてください。

立体形状による表現を含む等、技術的な問題のため

著作権保護、個人情報保護等の事由のため

出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請等との関係で、インターネット公表することが、学位授与者に明らかな不利益が生じるため。

(掲載出版物)

※掲載された雑誌等の誌名・巻号・年月を記入してください。

その他の理由

(2) (1) の理由により、インターネット公表を延期しておりましたが、下記の期日より全文公表可能です。

全文公表可能日： 年 月 日